

障害者虐待防止研修 自治体職員コース

養護者による障害者虐待の通報受理から養護者支援の検討にかけての演習



山本係長

課長

石井係員

東西市障害者虐待防止センター

障害者虐待防止研修 市町村担当職員コース

養護者による障害者虐待の通報受理から養護者支援の検討にかけての演習です。

約2時間を予定しています。

養護者虐待の通報を受理した場合の対応の流れを演習で体験し、実際の場面に活かしていただきたいと思います。東西市直営の障害者虐待防止センターの通報受理後の対応をどうするか考えてください。

演習のグループの人数は、6～7人で行います。

演習ではグループ発表を予定しています。

グループ内で司会者・記録者・発表者を決めてください。

はじめに、グループ毎に自己紹介をしてください。

養護者による障害者虐待への対応(市町村)(手引きp.46)

養護者による虐待を受けたと思われる障害者を発見した人

養護者による虐待を受けた障害者

通報

届出

(1) **市町村虐待防止センター**(市町村等の障害者虐待対応窓口)受付(受付記録の作成)

(直ちに招集)

(2) 対応方針の協議 《**コアメンバー**》(通報等の内容を詳細に検討)

(3) 事実確認・訪問調査(安否確認) ※必要に応じて都道府県に相談・報告

(4) ケース会議の開催 《**コアメンバー・事案対応メンバー・専門家チーム**》

(5) **立入調査**(安否確認) ※市町村職員が実施 ※警察署長への援助要請

ケース会議の開催 《**コアメンバー・事案対応メンバー・専門家チーム**》

緊急性の判断

(9) 成年後見制度利用開始の審判請求

※成年後見制度利用支援事業

(8) 養護者への支援
・相談、指導、助言
・養護負担の軽減

(7) 障害者への支援
・相談、指導、助言

(6) 障害者の保護
・短期入所
・入院・施設入所

※やむを得ない事由による措置

(10) モニタリング ・ 虐待対応の終結

市町村

グループワークの前に

※通報者には、勇気を出して連絡してくださったお礼と労いのことばを忘れないようにしましょう。

※通報者の秘密は守ることを伝えましょう。

※今後の対応は行政で進めるため、お伝えできないがしっかり対応するので安心してください、と伝えましょう。

グループワーク 1

13:10~13:20

グループ発表、解説

13:20~13:30

※コアメンバー会議の開催と参加者

ここでは、「虐待の判断」「緊急性の判断」「支援方針の決定」を行います。
担当者のみで決定するのではなく、担当部局管理職や事案を担当することとなる者、市町村障害者虐待防止センターの担当者等の構成員によって組織的にを行います。

また、**ケースの状況に応じて基幹相談支援センターにも出席を求める**などし、必要最小限のメンバーで市としての方針を決定する会議です。

したがって、方針決定にあたり、必要に応じて市町村の虐待対応業務外の担当職員等にも出席を求めることができますが、**市町村職員及び業務委託を受けた市町村障害者虐待防止センターや基幹相談支援センター以外の者**、例えば、障害福祉サービス事業者等の職員**に出席を求めることはできません。**

コアメンバー会議に参加する虐待対応担当職員及び他部署職員の間では、個人情報保護法第69条第1項の「法令に基づく場合」として、事実確認に基づく当該障害者等の個人情報等を利用することが可能です(障害者虐待防止法第9条第1項に基づく対応)。

※「法令に基づく場合」に該当するため、コアメンバー会議に参加する市町村障害者虐待防止センターや基幹相談支援センターは、要配慮個人情報取得に当たって、本人同意の取得は不要(個人情報保護法第20条第2項第1号)。
(手引きP. 69)

1. 対応方針の協議

課長は、通報を受理した石井係員から「相談・通報・届出受付票」の提出と報告を受けました。課長は、すぐに初動対応の方針を決定しなくてはなりません。対応方針の協議には、課長と、障害者虐待防止センター担当の山本係長、石井係員が集まりました。

(グループワーク1)

あなたは、通報内容から**緊急性**をどう判断しますか。手引きP.52～53「緊急性が高いと判断できる状況(例)」も参考にしてください。

次に、緊急性の判断に基づいて障害者虐待防止センター担当の職員の誰に何をすることを**対応方針**として指示しますか。また、いつまでに行なうよう指示しますか。

グループで話し合ってください。

対応方針の協議のポイント

ア 初動対応の決定

相談・通報・届出を受けたときには、直ちに虐待の疑いがあるかどうか及び**緊急対応が必要な場合であるかどうかを判断**します。

これらは相談等の受付者個人ではなく、受付記録をもとに担当部局管理職や事案を担当することとなる者、市町村障害者虐待防止センターの担当者が構成員となるコアメンバーによって**組織的に行う**ことが重要です。

ここで、障害者や養護者・家族等の状況に関する更なる**事実確認の方法**や**関係機関への連絡・情報提供依頼等**に関する今後の対応方針、**職員の役割分担等**を決定します。

また、**事実確認の日時の決定**と事実確認の結果を受けて**コアメンバー会議の開催日時まで決定**しておくこと、緊急性の判断や対応をスムーズに進めることができます。

(手引きP.52～53)

ワークシートⅠ

①虐待の疑いの有無

②緊急性の有無

③対応方針

（判断の例）

通報の内容から、緊急性の判断を行うには情報が不足している。緊急性がないと判断できるまでは、緊急性ありの前提で初動対応を行うことが必要と判断。

至急、訪問調査を行い、情報収集して、事実を確認し、さらに対応方針を検討することとし、山本係長と石井係員で、晴美の母・京子を訪問する前に、就労継続支援B型事業所、計画相談支援の担当相談支援専門員、祖母の希美、父親の正雄から状況について話をきいてくることを指示した。

情報収集した後、翌日対応方針を決定する会議を開くこととした。

養護者による障害者虐待への対応(市町村)(手引きp.46)

養護者による虐待を受けたと思われる障害者を発見した人

養護者による虐待を受けた障害者

通報

届出

(1) **市町村虐待防止センター**(市町村等の障害者虐待対応窓口)受付(受付記録の作成)

(直ちに招集)

(2) 対応方針の協議 《**コアメンバー**》(通報等の内容を詳細に検討)

(3) 事実確認・訪問調査(安否確認) ※必要に応じて都道府県に相談・報告

(4) ケース会議の開催 《**コアメンバー・事案対応メンバー・専門家チーム**》

(5) **立入調査**(安否確認) ※市町村職員が実施 ※警察署長への援助要請

ケース会議の開催 《**コアメンバー・事案対応メンバー・専門家チーム**》

緊急性の判断

(9) 成年後見制度利用開始の審判請求

※成年後見制度利用支援事業

(8) 養護者への支援
・相談、指導、助言
・養護負担の軽減

(7) 障害者への支援
・相談、指導、助言

(6) 障害者の保護
・短期入所
・入院・施設入所

※やむを得ない事由による措置

(10) モニタリング ・ 虐待対応の終結

市町村

2. 事実確認、訪問調査

(グループワーク2:晴美さんの母親・京子さんへの聞き取り内容の整理)

聞き取り記録1・2・3・4配布

山本係長と石井係員は、就労継続支援B型事業所みなみに行き、管理者の新井真一さんから晴美さんと家族のことについて聞き取りをしました。

また、計画相談の担当相談支援専門員・菊池恵子さんから話を聞きました。

その結果が、就労継続支援B型事業所みなみ管理者新井真一さん(聞き取り記録1)と相談支援専門員・菊池恵子さん(聞き取り記録2)からの聞き取り記録ですので読んでください。

また、近所に住んでいる晴美さんの祖母松原希美さん(聞き取り記録3)、京子さんの夫の正雄さん(聞き取り記録4)からも聞き取りした記録がありますので、読んでください。

※ 事実確認調査の基幹相談支援センターへの委託

市町村は、障害者虐待に関する相談・通報・届出がなされた場合、速やかにその内容に関する事実の確認を行う必要があります(第9条)。

法第9条の事実確認の業務については、基幹相談支援センターに委託することとして差し支えないこととしています。

ただし、養護者による虐待により生命又は身体に重大な危険が生じている可能性があると考えられる場合は、事実確認の流れの中で一体的に立入調査を行う可能性があるため、その場合は、この事実確認は、立入調査権を持つ市町村担当部署の職員(市町村が自ら設置する基幹相談支援センターの職員(市町村職員としての身分を有する者に限る)を含む。)が自ら行う必要があります。

(手引き P.61～65)

3. 訪問調査を行う際の留意点

(グループワーク2)

この後、山本係長と石井係員は、晴美さんの自宅に行き、晴美さんの母親の京子さんから聞き取りをすることになりました。京子さんからどのような内容の聞き取りを行なうか、内容を整理してください。

(手引き・P.56)

(グループワーク2:母親への訪問理由の説明)

山本係長と石井係員は、自宅を訪問した理由を京子さんが拒否的にならないように説明する必要があります。どのように説明したら、どのような反応が返ってきそうか想定しながら、説明の仕方を考えてください。

(手引き・P.56)

グループワーク 2

13:35~14:00

グループ発表、解説

14:00~14:10

ワークシート2

①京子さんからどのような内容の聞き取りを行なうか、内容を整理してください。

②京子さんが拒否的にならないように、説明の仕方を考えてください。

(訪問調査を行う際の留意事項)(手引きP. 56)

① 信頼関係の構築を念頭に

障害者本人や養護者と信頼関係の構築を図ることは、その後の支援にも大きく関わってくる重要な要素です。そのため、訪問調査は虐待を受けている障害者とともに養護者・家族等を支援するために行うものであることを障害者と養護者・家族等に十分に説明し、理解を得るように努力することが必要です。

② 複数の職員による訪問

訪問調査を行う場合には、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問するようにします。また、障害者虐待では障害者本人と養護者等双方への支援が必要ですので、別々に対応し養護者との信頼関係を構築するよう努める必要があります。

③ 医療職の立会い

通報等の内容から障害者本人への医療の必要性が疑われる場合には、訪問したときに的確に判断でき迅速な対応がとれるよう、医療職が訪問調査に立ち会うことが望まれます。

(訪問調査を行う際の留意事項)(手引きP. 56)

④ 障害者、養護者等への十分な説明

訪問調査に当たっては、障害者及び養護者に対して次の事項を説明し理解を得ることが必要です。なお、虐待を行っている養護者等に対しては、訪問調査やその後の援助は**養護者や家族等を支援するものであることを十分に説明し、理解を得る**ことが重要です。

- ・ 職務について …………… 担当職員の職務と守秘義務に関する説明
- ・ 調査事項について ……… 調査する内容と必要性に関する説明
- ・ 障害者の権利について …… 障害者の尊厳の保持は基本的人権であり、障害者基本法や障害者総合支援法、障害者虐待防止法等で保障されていること、それを擁護するために市町村がとり得る措置に関する説明

⑤ 障害者や養護者の権利、プライバシーへの配慮

調査に当たっては、**障害者や養護者の権利やプライバシーを侵すことがないよう十分な配慮が必要**です。

- ・ 身体状況の確認時 ……… 暴力や性的虐待等の事実確認のため衣服を脱ぐ必要がある場合は、同性職員が対応する。
- ・ 養護者への聞き取り …… **第三者のいる場所では行わない。**
- ・ 訪問調査→措置入所時 …… 養護者不在時に訪問調査や障害者の保護を行った場合は、訪問調査や保護の事実と法的根拠、趣旨、担当部署の連絡先等を明記した文書をわかりやすい場所に置いておく。置く場所は第三者の目に触れないところ。

4. ケース会議の開催

(グループワーク3:支援方針の決定)

晴美さんの母親の京子さんの聞き取り記録を作成しました(聞き取り記録5)。

就労継続支援B型事業所みなみ管理者新井真一さん、計画相談の担当相談支援専門員の菊池恵子さん、晴美さんの祖母の松原希美さん、晴美さんの父親の正雄さんからの聞き取り記録に加えて、京子さんが診断を受けている適応障害の情報を整理しました(資料1)。これらを元に、障害者虐待リスクアセスメント・チェックシート(手引き・P.69)をご参照ください。

課長は、虐待の緊急性は高くないと判断した上で、山本係長、石井係員を集めて対応方針を検討することにしました。

これらの記録から、今回の事案に係る家族の「(資料2)ジェノグラム・エコマップ」、「(資料3)生活史年表」を作成しました。これまでの記録も含め、岡田京子さんが晴美さんを叩こうとした背景を分析してください。

また、分析を元に養護者である京子さんに対して、どのような支援を行うか検討してください。その際、晴美さん、正雄さん、希美さん、就労継続支援B型事業所みなみ、計画相談担当の相談支援専門員への対応方針も検討してください。(ワークシート)

(手引き・P.67)

グループワーク 3

14:15~14:40

グループ発表、解説

14:40~14:50

ワークシート 3

① 京子さんが晴美さんをたたこうとした背景

② 京子さんにどのような支援を行うか

ワークシート 3

③ 晴美さんへの対応方針

④ 正雄さんへの対応方針

ワークシート 3

- ⑤ 希美さんへの対応方針
- ⑥ B型みなみへの対応方針
- ⑦ 計画担当の相談支援専門員への対応方針

虐待対応ケース会議の開催による援助方針の決定(手引き P. 67)

訪問調査等による事実確認によって障害者本人や養護者の状況を確認した後、市町村障害者虐待対応協力者と対応について協議することが規定されています(第9条)。

ここでは、市町村が実施したコアメンバー会議において策定した対応計画に基づく具体的な支援方法、役割分担、進捗状況を確認するための初動期の評価の時期などを設定します。また、本人や家族の状況が変化するなど新たな情報を収集した場合の対応方法についても検討しておきます。

虐待対応ケース会議は、初動期以降も適宜実施し、対応の評価を行うことが重要です。

ア 虐待対応ケース会議の開催

市町村は会議を開催するに当たって、市町村障害者虐待対応協力者を、虐待対応ケース会議への関わりに応じて、コアメンバー、事案対応メンバー及び専門家チームに分類しておくことが必要です。

虐待対応ケース会議の参加メンバーは、コアメンバー、事案対応メンバー、専門家チームのうちから、事案に応じて構成されます。また、虐待の緊急性がある場合など速やかに開催することが必要ですが、状況に応じて電話等を利用する等柔軟な会議の持ち方が必要となることも考えられます。

イ 個人情報の取扱い

コアメンバー会議や虐待対応ケース会議において、市町村及び障害者虐待対応協力者は、個人情報保護法第27条第1項第1号及び第69条第1項の「法令に基づく場合」として、当該障害者等の個人情報等を提供することが可能です(障害者虐待防止法第9条第1項に基づく対応)。

障害者虐待に関する対応の心構え

- ・障害者の安全の確保を優先する
- ・これまでの取り組みに対す障害者虐待に関する対応の心構え

- ・障害者の安全の確保を優先する
- ・これまでの取り組みに対する敬意を忘れず、批判的にならない
- ・虐待が起きた背景に目を向ける
- ・障害者の自己決定の支援を忘れない
- ・敬意を忘れず、批判的にならない
- ・虐待が起きた背景に目を向ける

障害者虐待防止研修 自治体職員コース

施設従事者による障害者虐待の通報受理から虐待の判断にかけての演習



山本係長

課長

石井係員

東西市障害者虐待防止センター

障害者虐待防止研修 自治体職員コース

施設従事者による障害者虐待の通報受理から虐待の判断にかけての演習です。

約2時間を予定しています。

障害者福祉施設従事者等の虐待通報を受理した場合の対応の流れを演習で体験し、実際の場面に活かしていただきたいと思います。東西市直営の障害者虐待防止センターの担当課長の視点から、通報受理後の対応をどうするか考えてください。

演習のグループの人数は、6～7人で行います。

演習ではグループ発表を予定しています。

(資料1)相談・通報・届出受付票をご確認ください。

障害者施設従事者等による障害者虐待への対応(手引きP.107)

従事者等による虐待を受けたと思われる障害者を発見した人

従事者等による虐待を受けた障害者

通報

届出

市町村虐待防止センター(市町村等の障害者虐待対応窓口)受付記録の作成

(直ちに招集)

緊急性の判断 《コアメンバー》(通報等の内容を詳細に検討)

見極め

苦情処理窓口
関係機関等へ

事実確認・訪問調査 ※必要に応じて都道府県に相談・報告

障害者施設従事者等による虐待が疑われる場合(速やかに招集)

ケース会議の開催 《コアメンバー・事案対応メンバー・専門家チーム》

↓ 障害者施設従事者等による虐待が認められた場合

虐待防止・障害者保護を図るための各法規による権限の行使

・施設からの報告徴収・立入検査・事業者の監督 等

従事者等による虐待の状況等の報告

都道府県障害者権利擁護センター 安全の確認その他の事実の確認(市町村と連携)

虐待防止・障害者保護を図るため障害者総合支援法、社会福祉法等の規定による権限の適切な行使

〔社会福祉法〕 報告徴収、措置命令、業務制限・停止命令、認可取消

〔障害者総合支援法〕 施設等からの報告徴収、勧告、措置命令、指定取消

従事者等による虐待の状況等の公表(毎年度)

市
町
村

都
道
府
県

(グループワーク4)

電話を受けた石井係員が、通報内容に基づき、「(資料1) 相談・通報・届出受付票」を作成しました。

課長は、すぐに初動対応の方針を決定しなくてはなりません。対応方針の打合せには、課長と障害者虐待防止センター担当の山本係長、石井係員が集まりました。

課長は、通報の内容から、緊急性の判断を行うには情報が不足しており、緊急性がないと判断できるまでは、緊急性ありの前提で初動対応を行うことが必要と判断しました。

至急、訪問調査を行い、情報収集して、事実を確認し、さらに対応方針を検討することとし、山本係長と石井係員に、通報者の生活介護事業所ほほえみ職員の太田さんに直接会って、職員の山田さんの行為について詳しく聞き取りをすることを指示しました。

通報者の太田さんからどのような聞き取りを行なうか、内容を整理してください。

グループワーク 4

15:00~15:15

グループ発表、解説

15:15~15:25

ワークシート4

①通報者の太田さんからどのような聞き取りを行なうか、内容を整理してください。

(グループワーク4:太田さんへの聞き取り内容の整理例)

(1)虐待を受けた障害者に関すること

氏名、年齢、障害種別、障害の状態、コミュニケーションの状況など

(2)虐待した職員に関すること

氏名、年齢、性別、職種、役職、勤務状況、日頃の支援の様子など

(3)虐待があったときの状況

虐待の具体的な行為、被虐待者の被害状況、日時、場所、目撃者の有無

(4)施設、事業所への報告

通報内容を施設、事業所に報告したか、報告した相手は誰か、報告を受けた者の対応

(5)その他必要な項目

障害者施設従事者等による障害者虐待への対応(手引きP.107)

従事者等による虐待を受けたと思われる障害者を発見した人

従事者等による虐待を受けた障害者

通報

届出

市町村虐待防止センター(市町村等の障害者虐待対応窓口)受付記録の作成

(直ちに招集)

緊急性の判断 《コアメンバー》(通報等の内容を詳細に検討)

事実確認・訪問調査 ※必要に応じて都道府県に相談・報告

障害者施設従事者等による虐待が疑われる場合(速やかに招集)

ケース会議の開催 《コアメンバー・事案対応メンバー・専門家チーム》

↓ 障害者施設従事者等による虐待が認められた場合

虐待防止・障害者保護を図るための各法規による権限の行使

・施設からの報告徴収・立入検査・事業者の監督 等

従事者等による虐待の状況等の報告

見極め

苦情処理窓口
関係機関等へ

市
町
村

都
道
府
県

都道府県障害者権利擁護センター 安全の確認その他の事実の確認(市町村と連携)

虐待防止・障害者保護を図るため障害者総合支援法、社会福祉法等の規定による権限の適切な行使

〔社会福祉法〕 報告徴収、措置命令、業務制限・停止命令、認可取消

〔障害者総合支援法〕 施設等からの報告徴収、勧告、措置命令、指定取消

従事者等による虐待の状況等の公表(毎年度)

市町村による事実の確認

(グループワーク5:通報者の情報に基づく事実確認調査の計画)

聞き取り記録1を配布

山本係長と石井係員は、太田さんからの聞き取り内容の記録「(聞き取り記録1)太田雅子さん聞き取り内容」を作成し、課長に報告しました。

課長は、山本係長と石井係員に、生活介護事業所ほほえみの管理者・斉藤幸平さん、目撃者の佐藤広美さん、虐待を受けたとされる金子勇治さん、金子さんを担当する相談支援専門員の斉藤幸平さんに、通報内容について事実確認調査に行くことを指示しました。この段階では、任意の調査のため、生活介護事業所ほほえみの協力が必要です。

(グループワーク5:生活介護事業所ほほえみへの事前連絡)

ほほえみの管理者に、通報者の秘密を守ることを前提に、事実確認調査のための訪問をどのように説明するか、次の項目に沿って考えてください。

「調査を行う際の留意事項(手引き・P.113)」

- ・訪問の目的について
- ・職務について
- ・調査事項について
- ・調査への協力について
- ・障害者の権利について

グループワーク 5

15:25~15:45

グループ発表、解説

15:45~15:55

ワークシート5

①事実確認調査のための訪問をどのように説明するか、次の項目に沿って考えてください。 手引き・P.113

- ・ **訪問の目的について**
- ・ **職務について**
- ・ **調査事項について**
- ・ **調査への協力について**
- ・ **障害者の権利について**

(グループワーク6:職員の山田さんへの聞き取り調査の検討)

聞き取り記録2・3・4を配布

事実確認調査から、目撃者の佐藤広美さんの証言の他、「(聞き取り記録2)ほほえみ管理者川村康之さん聞き取り記録」、「(聞き取り記録3)利用者金子勇治さん聞き取り記録」、「(聞き取り記録4)相談支援専門員齊藤幸平さん聞き取り記録」が作成され報告されました。

これらを元に、虐待したとされる職員の山田隆司さんに対して、何を聞き取るか、項目を整理してください。

グループワーク 6

15:55~16:10

グループ発表

16:10~16:15

ワークシート6

①虐待したとされる職員の山田隆司さんに対して、何を聞き取るか、項目を整理してください。

(グループワーク7:記録の分析)

聞き取り記録5、資料2・3・4を配布

「(聞き取り記録5)サービス管理責任者山田隆司さん聞き取り記録」が作成され、報告されました。

生活介護事業所ほほえみから、任意で「(資料2)生活介護事業所ほほえみ金子勇治さん支援記録」、「(資料3)金子勇治さん個別支援計画」、「(資料4)生活介護事業所ほほえみ2023年1月勤務表」の提出を受けました。今回の虐待通報の事実確認に関連した内容の記録を把握することができるか分析してください。

グループワーク 7

16:15~16:30

グループ発表

16:30~16:35

ワークシート7

①聞取り記録5、資料2・3・4を確認し、
今回の虐待通報の事実確認に関連した内容の記録
を把握することができるか分析してください。

障害者施設従事者等による障害者虐待への対応(手引きP.107)

従事者等による虐待を受けたと思われる障害者を発見した人

従事者等による虐待を受けた障害者

通報

届出

市町村虐待防止センター(市町村等の障害者虐待対応窓口)受付記録の作成

(直ちに招集)

緊急性の判断 《コアメンバー》(通報等の内容を詳細に検討)

事実確認・訪問調査 ※必要に応じて都道府県に相談・報告

ケース会議の開催 《コアメンバー・事案対応メンバー・専門家チーム》

虐待防止・障害者保護を図るための各法規による権限の行使

・施設からの報告徴収・立入検査・事業者の監督 等

従事者等による虐待の状況等の報告

見極め

苦情処理窓口
関係機関等へ

市
町
村

都
道
府
県

都道府県障害者権利擁護センター 安全の確認その他の事実の確認(市町村と連携)

虐待防止・障害者保護を図るため障害者総合支援法、社会福祉法等の規定による権限の適切な行使

〔社会福祉法〕 報告徴収、措置命令、業務制限・停止命令、認可取消

〔障害者総合支援法〕 施設等からの報告徴収、勧告、措置命令、指定取消

従事者等による虐待の状況等の公表(毎年度)

市町村から都道府県への報告 (グループワーク8:都道府県への報告)

目撃者であるほほえみ職員の太田さん、佐藤さん、山田さん、利用者の金子さん、相談支援専門員の斉藤さんの聞き取り記録、金子さんの日々の支援記録、個別支援計画、勤務表の分析を含め、虐待と判断するかどうか、根拠を明確にしながらグループで検討してください。

利用者の金子さんが有する自閉スペクトラム症の障害特性や支援の方法に関する情報を収集しました(資料5)。判断の参考にしてください。

グループワーク 8

16:35~16:50

グループ発表、解説

16:50~17:00

ワークシート8

①これまでの聞取り記録、支援記録、個別支援計画、勤務表の分析を含め、虐待と判断するかどうか、根拠を明確にしながらグループで検討してください。別紙ワークシート8（県への報告書）の記入についてもイメージしてください。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の判断について

「虐待と判断した場合、事業所や職員から異議を申し立てられる可能性があるため、虐待が疑われる職員が認めない限り慎重になってしまう」という声があります。

虐待が疑われる職員が認めないと、虐待の判断ができないわけではありません。客観的な事実を積み上げて、その上で適切に判断することが求められます。

虐待と判断して改善を求めることにより、事業所や職員に自覚を促し、支援を見直すきっかけを与えることができます。その結果として、利用者に対する支援の質の向上につなげることができます。

虐待と判断した上での行政対応は、行政指導にあたる指導・勧告と、行政処分にあたる命令・取消があります。どの対応が相当か、事案に応じて適切に決定します。

メ 毛